

■ 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表								
事業所(保険者)番号		2600000000		平成27年5月 審査分		平成27年5月31日		
事業所(保険者)名		〇〇事業所				1頁 京都府国民健康保険団体連合会		
事業所(保険者)番号	被保険者番号	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数	事由	内容	備考
262048	0011111111	請	H27.4	21	2,493	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
宇治市	コクホ タロウ							
261099	1000712999	請	H27.4	15	3,036	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	返戻
京都市	**							
261099	1000151515	請	H27.2	15	7,090	B	サービス種類 : 受給者の要介護度では算定不可2411	10QF
京都市	**							
261099	1000151515	請	H27.2	15	7,090	B	サービス項目 : 受給者の要介護度では算定不可:2411	10QF
京都市	**							
261016	1111160976	請	H27.3	51	28,770	B	標準負担額(月額)の計算結果が不正になります	ASS1
京都市	**							
261016	1111160976	請	H27.3	51	28,770	B	標準負担月額:利用者負担額等の総額が再計算値を超過	ASS1
京都市	**							
261016	1111160976	請	H27.3	51	28,770	B	食事提供費請求額:利用者負担額等の総額が再計算値を超過	ASS1
京都市	**							
261115	0001002154	給	H27.4	15	4,620	B	対象年月:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	給	H27.4	15	4,620	B	被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	給	H27.4	15	4,620	B	被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	給	H27.4	15	4,620	B	被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	給	H27.4	15	4,620	B	被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	サ	H27.4	43	850	B	証記載被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								
261115	0001002154	サ	H27.4	43	850	B	被保険者番号:当該受給者情報は受給者台帳に未登録	12PO
京都市								

※ 種別 :サ…サービス計画費請求明細書、請…請求明細書、給…給付管理票
 ※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業者から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

- ① 給付管理票の提出がない場合や、提出した給付管理票自体が返戻になった場合、請求明細書は『保留』となります。
 ※ 「保留」の表示がある場合は再提出は不要です。
 ※ 「保留」の表示以外は「返戻」です
- ② 『保留』となっていた請求明細書は、給付管理票の提出がなければ、3ヶ月目で返戻となるため、請求明細書の再提出が必要となります。
- ③ エラーコードの表示がある場合は、『内容』に示された理由で返戻になっています。
 4桁のコードは『内容』に対応するエラーコードを示しています。エラーとなる項目に関連するすべての内容が表示されます。
 被保険者番号、種別、サービス提供年月で請求データを確認し、必要があれば、内容を訂正のうえ、次月再提出してください。

※ 資格に関する内容については、被保険者証等、及び請求データを確認の上、必要があれば該当市町村に受給者資格確認を行ってください。

(1) 主な項目

① 種別

- ・サ (サービス計画費)
- ・請 (請求明細書)
- ・給 (給付管理票)

② 事由

- ・ **A**… 一次チェックエラー (サービス計画費、請求明細書、給付管理票)
必須項目に値がない、または不要な値がある等、基本的な誤りによるもので、訂正のうえ再提出が必要となる。
- ・ **B**… 資格チェックエラー (サービス計画費、請求明細書、給付管理票)
主に国保連合会が保有する受給者台帳・事業所台帳との突合審査によりエラーとなったもの。内容によって再提出が必要となる。
- ・ **C**… 請求明細書に対する給付管理票と突合不一致のもの (サービス計画費、請求明細書)
給付管理票の提出がなく (あるいは提出した給付管理票が返戻になった場合) 請求明細書と給付管理票の突合審査ができない状態になっているもので、通常、備考欄に『保留』と表示があり (④備考参照) 支援事業所へ給付管理票の提出依頼が必要となる。
- ・ **E**… 審査委員会の判定により却下 (請求明細書)
 - ・ 事業所から『保留分の取り下げ依頼』があったもの
 - ・ 事業所から『却下願』があったもの
 - ・ 時効による却下
 - ・ 特定診療費、緊急時施設療養費の請求にかかる内容審査で不備があると考えられるもの

③ 内容

- ・ エラー項目名の略称とエラー内容を表示。該当の明細書等が1件であっても、関連する項目すべてが表示される。被保険者番号・種別・サービス提供年月で給付管理票、請求明細書を特定し、エラーとなった内容を確認する。

④ 備考

- ・ 『エラーコード』の表示がある場合、エラーコード4桁を表示。内容欄あるいはエラーコード一覧でエラー内容を確認する。
- ・ 『保留』の表示がある場合
請求明細書は給付管理票との突合審査が必要なため、給付管理票の提出がない場合や提出した給付管理票が返戻になった場合は、請求明細書が保留となる。『保留』と表示がある請求明細書は国保連合会でその情報を保有しているため再提出は不要。支援事業所へ給付管理票の提出依頼が必要。
- ・ 『空白』の場合
事由Eの「審査委員会の判定により却下」は空白となる。

(2) 対処方法

各エラーコードの対処方法については、VI. 介護給付費請求の手引き P 18 参照。